

京都生命倫理研究会（2009年12月26日、京都女子大学）

なぜ倫理学者が犯罪抑止対策に関わるか

桜美林大学教授（倫理学）

坂井昭宏（さかいあきひろ）

1. はじめに

本年7月上旬から8月下旬にかけて、筆者は警視庁「万引きをしない・させない社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会」委員長として、東京都内の万引きの現状分析[1]と防止対策立案に従事しました。その概要は「万引きに関する調査研究報告書」（8月26日）及び「万引き防止のためのアクションプログラム」（9月18日）に示されています。

本調査研究委員会のメンバーは、委員長の私を始め、いずれも哲学、倫理学、道德教育を主たる専門領域とする研究者です。おそらく、なぜ倫理学者が万引き対策に口を出すのか、と不思議に思われる方も多いのではないのでしょうか。

一口に倫理学と言っても、その中身はかなり細分化されている。私たちに共通の分野は応用倫理学と道德教育です。道德教育については多くを申し上げる必要はないでしょう。万引き等の非行防止教育は、常識的には道德教育の一部をなすと考えられるからです。また、応用倫理学とは、現代社会が生み出すさまざまな問題を倫理的な観点からアプローチを試みる学問分野であり、ご承知のように、環境倫理、生命倫理、技術者倫理、情報倫理等がよく知られています。この領域は何でもありですから、万引きを対象として取り上げても何ら不思議はないのです。でも、これでは十分ではないでしょう。犯罪学、犯罪心理学、犯罪社会学、刑法学、刑事政策学などの既存の学問分野があるのに、なぜ倫理学者が口出しをしなければならぬのか。この点が説明されていないからです。

その理由は簡単です。既存の学問分野では、万引き問題に適切な対策を講じることができないからです。住みよい社会とは、たんに住環境、道路交通網、ライフライン等の整備された社会ではありません。犯罪が少ないということも、住みよい社会の不可欠の条件であり、社会は何よりも人と人との関わりによって成り立っています、当然、よい社会のよさはそこに住む人々の生き方、暮らし方にも関わり、またそこまで踏み込まなければ、万引き対策にも根本的な解決を与えることはできません。少なくとも倫理学者はそう考えています。そう考える理由を万引き対策を例にして申し上げます。

2. 万引きという犯罪の特殊性

ご承知のように、万引きは刑法235条で規定された窃盗罪に相当しますが、「犯罪」というカテゴリーに含まれる他の罪種とは違った特殊な性格をもっています。最初にこの点を簡単に見ておきたいと思います。

(1) 第1に、万引きは手口が簡単で誰でも容易に実行することのできる犯罪であるということです。相手に気づかれないで懐中から財布を抜き出すこと、つまり掏摸ですが、これには相当の熟練が必要です。また、いわゆる空き巣や事務所荒らし等の侵入盗にしても、人に見られないで施錠された玄関や窓から他人の家に入り込むには、それなりの道具やテクニックが必要です。まして銀行強盗などは周到な準備なしには成功の見込みはないでし

よう。こうした犯罪に比べると、万引きは至って簡単です。店内の商品を店員に見つからないように店外に持ち出すだけのことで、誰にでもできます。

しかし、誰もがやっているわけではありません。ここが重要な点です。具体的な数字で言うと、平成 20 年に東京都内で 16 歳であった者 94,753 人のなかで万引きで検挙された者は 270 人（各年齢層で最多 0.285%）で、48 歳 154,453 人ではわずか 83 人（各年齢層で最少 0.054%）でした。圧倒的多数の一般市民はやろうと思えばできるのに、どうして万引きなどに手を出さないのでしょうか。いろいろな理由づけは可能だと思いますが、やはり幼い頃からの躾や教育等によって確固とした規範意識を形成し維持しているからである。これがもっとも妥当な回答であろうと思います。言うまでもなく、市民の規範意識の育成と向上は道德教育と規範倫理学の課題です。

一般的には、「規範意識」は法律や道德規則を守ろうとする態度や心構えとしてのみ理解されているようです。しかし、それだけでは十分ではありません。すなわち、道德教育で言う「道德的実践力」は、(1)認知的要素（善悪、正邪を弁別する能力）、(2)意志的要素（道德的心情や道德的判断によって価値ありとされた行動の身構え、意志の働き）、(3)感情的要素（道德的価値を望ましいものとして受け入れ、その実現を喜び、これに反することを憎む感情）からなっています[2]。ほとんどすべての万引き被疑者は、万引きが悪いことであることを知っていて犯行に及ぶのですから、規範意識の育成向上（と再活性化）という観点から見て重要なのは、(2)意志的要素と(3)感情的要素ですが、(1)認知的要素と(2)意志的要素の基礎にあるのが(3)感情的要素であると考えられます。つまり、市民一般は目の前の商品を「買うか、買わないか」で悩むことはあっても、「盗むべきか、盗むべきではないか」などと考えることはまずありません。通常の場合は、「盗むべき」はそもそも意志的判断の選択肢にならない。それ以前に、(3)感情的要素が悪い行為を除外するように機能しているからです。

(2) 次に、被害金額が僅少であることから、一般に刑罰を科すには値しないと考えられていることです。実際、万引きが犯罪学の主要な研究対象となったことはありません。今でも万引きは警察統計や犯罪白書で独自の項目として、その認知件数や検挙人員数が経年変化のような形で公表されていません。犯罪を取り扱う裁判所や警察から無視され続けてきた犯罪、それが万引きなのです。

たしかに、万引きは微罪です。しかし、万引きは殺人や強盗などと異なって、その認知件数と暗数（実際に行われた犯罪の件数）の差が非常に大きな犯罪です。今回の調査研究では、再犯者からの証言を基に万引き事件の暗数を認知件数のほぼ 5 倍（発覚率 $0.432 \times$ 通報率 $0.497 \times 100 = 21.5\%$ ）と推定しました。1 回の被害金額はごく僅かであっても、まさに塵も積もれば山です。また、全国万引犯罪防止機構の昨年度の調査[3]では、調査対象の小売り事業 367 社の年間推定商品ロス高は約 1,489 億円（ロス率 0.91%）に及ぶと報告されています。商品ロスの原因には万引き（外引き）のほか、商品の破損、納入業者の不正、自社店員の持ち去り（内引き）があるので、そのすべてを万引きによる損害と見ることはできません。ほぼ 1/3 程度ではないかと言われています。それでも、調査対象 367 社で年間約 500 億円です。これだけで、3 億円強盗が年間 130 回以上起きているということになります。日本全国では、一体どれくらいの金額になるのでしょうか[4]。また、従来の

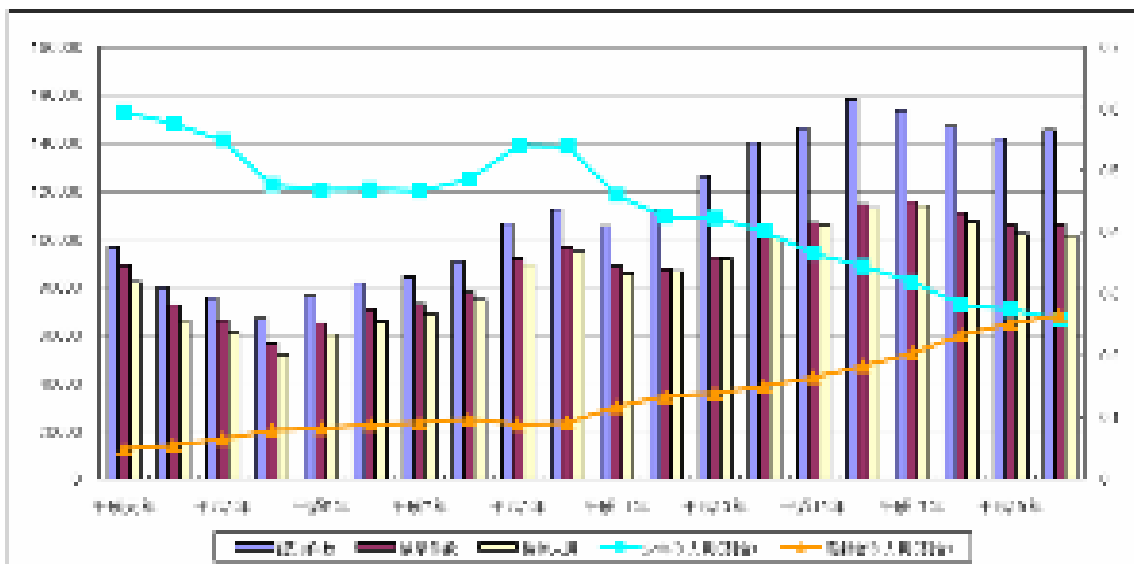
犯罪学者はこうした観点から万引きを見て来なかったように思います。

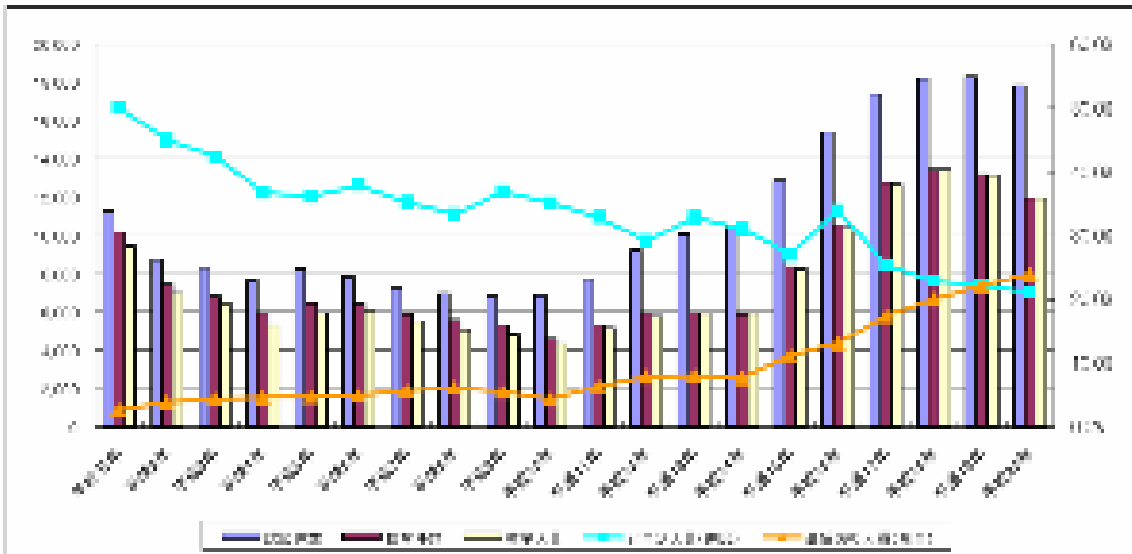
(3) 最後に、殺人や強盗等の凶悪犯はいうまでもなく、一般市民が空き巣や事務所荒らし、あるいは自動車泥棒の犯人を捕まえたという話は聞いたことがありません。それとは反対に、警察官が万引きの被疑者を現場で確保したという話も聞いたことがありません。上述の万防機構の調査によれば、小売店の店頭で被疑者を確保するのは、保安警備員が90%で、小売店の経営者や店員が9%です。警察が防犯カメラに残された犯人の特徴を抽出し、それを基に被疑者を割り出して逮捕するというのもあるのですが、これは極めて希な事例ではないかと思われまます。簡単に言うと、万引き被疑者の確保にはあまり警察は役に立っていない。したがって、万引きに関しては、被害者である小売店舗の対応が何よりも重要である、ということになります。したがって、この問題を取り扱うには小売業者の社会的責任 (corporate social responsibility: CSR) や法令遵守 (compliance) という視点が不可欠になるのですが、これが企業倫理の主要な課題の一つであることは言うまでもありません[5]。

3. 近年の万引きの実態について

最近、高齢者の万引きが話題になっています。東京都（警視庁のデータ）では、万引きで検挙・補導された人に占める高齢者の割合は、この20年間で約10倍になり、（平成元年2.6%から）平成20年には22.6%になりました。おそらく、こういう仕方でデータを紹介するから、誤解を招くのだらうと思います。

万引き事案の推移（過去20年間）





警視庁生活安全部作成

しかし、これは万引きによる検挙者が少年と高齢者に二極化したということではありません。少年は平成元年 54.7%から平成 20 年 25.8%に減少しています。少年と高齢者を加えると平成元年は 57.2%、平成 20 年 48.4%で、残りは成人です。つまり、成人も平成元年 42.8%から平成 20 年 51.6%へ約 10 ポイント増加している、ということになります。

さて、以上から理解できるように、今回の調査研究で得ることができた新たな知見というのは、第 1 に、万引きはもはや子どもの悪戯でも一過性の犯罪でもない[6]ということです。第 2 に、被疑者の犯行時の年齢と検挙件数を見るなら、平成 15 年以降 14 歳から 70 歳に至る年齢層で検挙者が増加しており、平成 17 年以降は 50 歳以上の層にその傾向が顕著です。要するに、65 歳以上の高齢万引き被疑者だけが増えているのではなく、全年齢層で万引き者が増えているのです。これは、近年は「高齢万引き被疑者の急増」というマスコミの報道に惑わされて見落とされてきた点です。東京都では平成 17 年以降、万引きによる検挙人員における少年の割合は 30%を割っているのですから、万引き防止対策を従来のような青少年の健全育成という観点だけではなく、大人（成人と高齢者）をも対象とした総合的な対策に取り組む必要があります。第 3 に、今回の調査研究から万引きには 3 つのタイプがあることが明らかになりました。

タイプ 1 自己消費を目的に出来心やゲーム感覚で万引きを行うタイプ。少年の大部分や成人や高齢者の一部がこのタイプに属します。このタイプには、中学生が数人のグループで行うケースも見られます。以前は店長や警官の説諭や保護者の叱責で改悛する事例が多かったようですが、現在では犯行を継続する傾向があります。

タイプ 2 万引き常習者で、防犯タグを切断する工具を使用するなど次第に手口を巧妙化させる傾向が見られます。また、このタイプにはごく少数ですが、換金目的で犯行に及ぶケース[5]や家族で万引きを行うケースもあります。

タイプ 3 換金目的で計画的かつ組織的に犯行を行うタイプ。今回の調査では確認できなかったのですが、昨年暮れには外国人グループによる組織的な盗品密輸事件が報告されて

います。

すでに触れた世代別経年変化表（東京都）では、少なくとも平成2年頃（検挙人員における少年の比率50%超）までは万引きと言えば少年の悪戯、つまりタイプが中心でしたが、平成17年以降はタイプ2が主流であるように思われます。ということは、わが国では万引きはこの十数年の間にタイプ1を主体とする段階（フェイズ1）から、タイプ1とタイプ2が混在する段階（フェイズ2）へ移行したと見ることができます。

フェイズ1とフェイズ2の違いを具体的な数値で示すことができます。平成元年当時は総検挙・補導人員10,468人で少年（5,728人）の割合は54.7%でした。平成20年の少年検挙・補導人員は3,276人（総検挙・補導人員12,695人）ですから、これを平成元年の少年の割合で割ると、予想される総検挙・補導人員は5,989人（6,706人減）と算出されます。つまり、現在でも万引きが少年の一過性の犯罪にすぎないのなら、万引きによる総検挙・補導人員は現状の半分以下になるということです。これは今後の万引き防止対策の具体的な数値目標として理解することができるように思われます。

全国万引犯罪防止機構理事の佐藤聖さんは、アメリカではもっとも悪質なタイプ3が中心であり、タイプ1やタイプ2は被害金額の点から見てほとんど問題にならないと述べています。そうした段階ではもはや万引きではなく、コンビニ強盗やスーパー等での仕入れ商品の大量強奪等が顕著になる（フェイズ3）ということでしょう。わが国でも万引き犯罪はそのような方向に進むのでしょうか。アメリカ・スラム街の鉄格子に囲まれたレジの映像を時おり目にすることがありますが、このような要塞化した店内で買い物をするのは、あまり愉快なことではありません。プラトンの著書『国家』であるように、規範倫理的考察は最終的にはよい社会、望ましい社会のあり方を問い、またそう問わざるを得ないのですが、倫理学者が犯罪対策に関わるのは、住みよい社会の「住みよさ」をその底辺から考察するためであると言ってよいように思われます。

しかし、万引きが増えたと言っても、検挙・補導人員数が増えただけのことで、その暗数をも含めた実態がどうなっているのかはわからない。また、景気が悪くなると窃盗が増えるのはある意味で当たり前である。さらに、スーパー、コンビニ、量販店等での万引き対策が行き届けば検挙者数が増えるのも当然であろう。要するに、たかが万引きであって、その発生件数の多少の増減によって、一般市民の生活が脅かされることはありえない。このように反論されるかもしれません。

たしかに、万引きは暗数の多い犯罪ですから、その実態がどうなっているのかはわかりません。しかし、第1に、この十数年間にそれが先に述べたような万引きの蔓延とその質的な変化は明白な事実です。第2に、景気の悪化（完全失業者数）と非侵入盗検挙者数との間には相関がある（昭和30年以降、相関係数0.913）のですが、その実態はひたくり（相関係数0.927）であって、万引き（0.547）ではありません。また、窃盗全体で見ると両者の間には明白な相関（0.527）は見られません。つまり、景気が悪くなれば窃盗が増えるという説には客観的な証拠はありません。

他方、最近は大手スーパー等での万引き対策が充実し、警察への被害届の提出数が多くなっていることは、今回の調査研究活動の一環として行われた都内3地区7店舗の現地調査から明らかです。また、全国万引き防止機構の調査では、売上高に占める商品ロス率は

小差対象店舗全体で平成 18 年 1.03%から平成 19 年 0.91%へ改善されています。これは防犯体制整備の成果と見て間違いはないでしょう。この傾向はスーパー（1.80%→0.91%）と総合ディスカウトショップ（1.68%→0.98%）に顕著なのですが、服飾・服飾雑貨（0.91%→1.60%）やコンビニ・ミニスーパー（0.53%→1.58%）で正反対の傾向も見られます。この調査はまだデータの蓄積が不十分なので、万引きの実態は依然として闇の中と言うべきでしょう。

むしろ、問題は「たかが万引き」、それによって市民の安全が脅かされることはないという考え方にあるように思われます。ここで、平成 18 年 8 月に起きた特急サンダーバード内の強姦事件を引き合いに出すのは唐突と思われるかもしれませんが、しかし、こうした事件が成立するためには、犯人が他の乗客は誰一人として自分のことを見ていないし、見ても気にしないと思いきこんでいることが必要でしょう。実際、多くの犯罪は人の目を盗んで行われます。誰でも犯罪行為を目の当たりにするなら、声をかけるとか警察官に通報するとか、何らかの行動を取るに違いありません。犯罪の最初の抑止要因は人の目であり眼差しです。言い換えれば、一般市民の周囲の状況に対する無関心がこの種の犯罪者を増長させ、そのことが市民の体感治安をいっそう悪化させていると言ってよいでしょう。北海道警察の調査では、平成 19 年に強姦で検挙された再犯者 8 人のうち 7 人に初発型犯罪の犯罪歴があります[8]。

4. どのような動機で万引きに手を出すのか

(1) 万引き被疑者の生活状況は、高齢者（主婦を除く）の 71.1%、成人（主婦を除く）の 52.9%が無職で、収入なしは高齢者 63.7%で、成人は 52.9%です。また、経済状態について「困窮」「やや困窮」と答えた高齢者 49.0%、成人 57.4%です。「裕福」とか「困窮」というのは本人の実感であって、客観的な基準があるわけではないのですが、北海道警察の調査(7)では、高齢者で「困窮」「やや困窮」22.8%でした。

実際、犯行時に所持金のなかった高齢者は 18.6%、成人は 20.8%です。ここから高齢（および成人）万引き被疑者について「貧困」というイメージが出てきます。高齢者被疑者の 18.6%が生活保護を受けています。成人でも 8.1%あるのですが、東京都の調査では生活保護受給者率は 3.6%に留まります。高齢万引き被疑者の生活保護受給率が異常に高いことがわかります。他方、「収入あり」と答えた成人 45.2%は高齢者 32.4%よりも多いのですが、「資産あり」と答えた高齢者は 42.2%で、成人の 22.2%よりも遙かに多いことも事実として指摘しておかなければなりません。同時に、高齢者では「所持金あり使いたくない」48.0%、「所持金あり余裕がない」14.7%で、その差が 33.3 ポイントもあるのに対して、成人では前者 36.1%で後者 28.2%で、その差はわずか 8 ポイントです。高齢被疑者の金銭感覚には何か歪んだところがあります。

(2) 成人・高齢者に関わるもう一つのイメージは「孤独」です。「同居者あり」は高齢者 40.2%、成人 40.9%で、「配偶者あり」は高齢者 44.6%、成人 25.6%です。平成 17 年国勢調査（東京都）では、「配偶者あり」成人 53.2%、高齢者 59.2%ですから、とくに成人の「独居」「独身」が目立ちます。交友関係についても、「いない」「少ない」と答えた高齢者は 89.7%で、成人は 84.9%です。

(3) その心理的背景として、少年は「ゲーム感覚」26.8%、「たんに欲しかった」23.3%

で、成人や高齢者とはまったく異なった傾向を示しています。少年は何時の時代でも「ゲーム感覚」とか「好奇心」「スリルを味わうため」などの理由をつけて悪戯をしています。実際、万引きのような犯罪であるか否かは別にして、子どもは色々な悪戯をしながら成長するものです。他方、高齢者は、「孤独」23.9%、「生き甲斐がない」8.3%、「むしゃくしゃしていた」6.8%をあげ、その合計は4割になります。成人でも「孤独」16.3%、「むしゃくしゃしていた」12.8%、「生き甲斐がない」8.0%で、合計約3割です。

「独身・独居」が示すように、人と人との「関わり」や「繋がり」の希薄化、リストラや退職による収入減と社会的役割の喪失、それらに伴う自尊感情の低下が規範意識を低下させているとすることができます。

(4) 少年も成人も高齢者も万引きする目的はそのほとんどが自己消費ですが、少年再犯9.5%と成人再犯9.0%が換金目的と答えているのが注目に値します。また、目的物については、少年は食料品26.4%、日用品18.9%、本・雑誌15.2%、文房具5.8%、衣類4.7%、化粧品4.7%で、じつに色々なものに手を出しています。成人は食料品50.5%の割合が高く、本・雑誌10.8%、日用品9.8%、衣類7.2%、化粧品4.1%の順です。高齢者はほとんどが食料品77.0%で、日用品7.8%、衣類5.4%と続きます。

犯行場所にも似たような傾向が見られます。少年は量販店24.1%、スーパー23.8%、コンビニ17.8%、書店14.5%、デパート11.7%と多様です。成人はスーパー42.6%の割合が高くなり、コンビニ20.6%、量販店12.0%、書店9.3%、デパート8.1%の順です。高齢者はほとんどがスーパー74.0%で、コンビニ8.3%、量販店6.9%、書店9.3%、デパート3.4%です。

(5) 犯歴ですが、高齢者の55.9%（万引き35.3%）、成人60.8%（万引き31.1%）が何らかの犯歴をもっています。常習性については、高齢者で常習性ありと認めているのは20.6%で、成人29.4%よりも少ない。少年では「非行歴あり」16.4%（万引き5.6%）で、「常習性」22.9%です。でも、こうした数字はあまり信用できません。今回の調査で、万引きが発覚し警察へ通報される確率は、ほぼ2割と推測されているからです。つまり、5回に1回しか警察に突き出されることはないということです。ですから、成人と高齢者の万引き被疑者には「再犯」というイメージが付きまといまいます。

(6) 最後に「共犯」について触れておきます。高齢者の場合は共犯者もいません。また、成人も1%程度であるのに対して、少年「共犯あり」30.1%に達します。とくにこの傾向は中学生初犯39.2%と中学生再犯33.3%に顕著であり、小学生初犯でも18.9%は「共犯者あり」です[10]。この点は小・中学生の万引き被疑者に対する対応においても、非行防止教育においても十分に配慮する必要があります。

また、「計画性あり」と答えた高齢者は5.9%で、成人13.7%、少年15.9%の順で高くなります。しかし、これは被疑者の告白ですから、そのすべてを正しいとして受け取ることにはできません。GIS（地理情報システム）による分析結果を見ると、高齢者でもかなり遠方から犯行店舗に来ているが事例が幾つかあります。この種の事例では計画性ありと見た方がよいように思われます。

以上から、高齢者（および成人）万引き被疑者の基本的な属性は、「貧困」「孤独」「再犯」であるということが出来ます。また、少年については「ゲーム感覚」と「共犯」が大きな特徴になります。

5. 万引きはなぜ減らないのか。

万引きがこれほど蔓延してきた根本原因は、セルフ販売の一般化と大規模商業施設の急速な増加（万引きをする機会の著しい増加）にもかかわらず、(1)裁判所、(2)警察、(3)小売業者、(4)児童生徒の保護者や教育関係者、そして私たち自身が「たかが万引き」として事態を軽視してきたことにあります。

(1) 裁判所が万引きを含めて被害金額が僅少な窃盗犯に対して実刑を科すことはごく希です。警視庁の調べでは、平成 20 年の万引き検挙人員 12,695 人のうち少年は 3,276 人 (25.8%) でした。初犯 2,683 人、再犯 594 人で、再犯者の前回処分は審判不開始 247 人 (41.6%) 不処分 111 人 (18.7%) 保護観察 236 人 (39.7%) でした。北海道警察の調査では少年被疑者 889 人中、不処分 62 人 (7.0%)、審判不開始 733 人 (82.5%)、保護観察 66 人 (7.4%)、少年院送致 12 (1.3%) でした。同じく高齢者 878 人では、微罪処分 725 人 (82.6%)、送致 153 人 (17.4%) で、そのうち起訴猶予 107 人、処分不明 16 人ですから、実刑判決（執行猶予を含む）を受けたのはわずか 30 人 (3.4%) にすぎません[11]。要するに、これまで長期にわたって、裁判所（司法）と警察（行政）の狭間で何の対策も講じられないまま犯罪者が放置され、蓄積されてきたということです[12]。

実際、平成 19 年「犯罪白書」は「再犯者による犯罪件数の 6 割を占め、少数の者によって多数の犯罪が引き起こされている」と指摘しています。北海道警察の少年犯罪者を対象とした分析では、「平成 17 年までに一度以上検挙されたことのある少年が平成 18 年に検挙された確率は、初犯に比べて 5.67 倍大きい」と推定しています[13]。このような人々が「軽微」な犯罪（万引き、専有離脱物横領（放置自転車の乗り逃げ）、ひったくり、窃盗等）の犯行予備軍を形成しています。そこで、今回の「調査研究報告書」（総合的提言）では、「司法上の制裁以外で、再犯者に対して万引きをしたことへの猛省を促し、その更正、立直りを図るため、地域における清掃活動、環境美化活動等の社会奉仕活動に参加させることについて、モデル的な実施を行うべきである（将来的には、法制度化についても検討すべきである。）」と提言しました[14]。人は誰でも正しい人々とともに正しい行いをなすことによって正しい人になると考えるからです。

この点に関して、「犯罪白書 平成 20 年版」第 2 部特集「高齢犯罪者の実態と処遇」には興味深い（間の抜けた）記述が見られます。その最初の頁に「7-1-1 図 各手続き別・男女別高齢者数の推移」として、「①一般刑法犯検挙人員」（平成 19 年、男子 33,266、女子 15,350）、「②一般刑法犯起訴検挙人員」（平成 19 年、男子 5,284、女子 1,300）、「③新受刑者数」（平成 19 年、男子 1,712、女子 172）、「④保護観察新規受理数」（平成 19 年、男子 693、女子 165）が図表で示されています。高齢者を「男子」「女子」と区分すること自体にもどこかセンスのずれを感じるのですが、それにもまして驚くのは、この図表で①一般刑法犯検挙人員は万の位の数値であるのに対して、②一般刑法犯起訴検挙人員と③新受刑者数は千の位の数値、④保護観察新規受理数（平成 19 年、男子 693、女子 165）では百の位の数値に激減していることであり、この事実について何の言及もなされていないことです[15]。

(2) 取り調べに当たる警察官にも同様の態度が見られます。最近、ある地方新聞（静岡

新聞平成 21 年 7 月 19 日朝刊) が、独自の調査に基づく万引き特集を掲載しました。この件について、私たちの調査研究委員会が地元の県警に問い合わせたところ、担当者の第一声は「万引きなんか犯罪じゃない」ということだったそうです。万引きが刑法 235 条の窃盗罪に相当することは自明ですから、この警察官の真意は「万引きは事件化する以前の段階で処理できるし、ベテランの警察官ならそうすべきだ」ということでしょう。取り調べに当たる警察官には、保護者を呼び出して代金を支払わせ、それで一件着落とする者も多いようです。スーパー等の保安警備員も担当の警察官と相談の上で被害届を出すかどうかを決めるケースが大半のようです。こうした対応は地元商店街の店主と警察官の間で培われてきた、いわば人生の知恵であり、けっして無下に否定されるべきではありません。しかし、上で述べたように、警察に被害届を出すことが、直ちにその児童生徒を犯罪者とすることにはなりません。さらに、これには万引きの実態とその背後に隠された事実を隠蔽するという大きなマイナスの側面があります[16]。

(3) 小売店の側にも問題があります。バーゲンセールの特ラシで多数の客を集め、店内に足の踏み場もないほど商品を並べている店舗を見かけます。万引きが多いのは店が繁盛している証拠。こう豪語して、対策を怠る経営者もいるそうです。この種の店舗の営業政策は善良な顧客からは代金を取り、不心得者に無料で商品を渡すということのように見えます。これは一種のモラル・ハザードです。万引きによる損害は、最終的には消費者が負担することになるからです。不正な手段で利益を追求することは許されません。また、この 8 月に北海道警察生活安全部で聴いたのですが、道内では今年になって被疑者の確保を伴わないで被害届だけを提出する店舗が増えているそうです。担当の警察官も困惑しています。その商品が本当に盗まれた物かどうか判然としないからです。その商品に該当する金額を損金扱いにするためか、損害保険で補填できるのか、その理由ははっきりしません。

最近、企業の社会的責任 (CSR) という言葉をよく耳にしますが、それ以前に各企業は国内外の法律や社会通念に合致した仕方で企業活動を行う義務があります。いわゆる「法令遵守」です。この言葉は英語の **compliance** の訳語ですが、たんに現行の法的規制を守るだけでなく、法整備の遅れている分野では自主的にガイドラインを設定するなどの各企業及び業界団体等のいっそう積極的な活動を含んでいます。産地偽装、食品添加物の隠蔽、賞味期限の改竄は消費者が許しません。それと同様に、小売業者には万引きを許さない店作りをして、安全で住みやすい街づくりに貢献する義務 (不完全義務) があります。もちろん、警察に通報するか否かは店舗側の自由裁量の内ですが、それも時代や状況によって判断すべきでしょう。

(4) 現在は万引きにもモンスター・ペアレンツが出没しています。「万引きをした高校生を警察に通報したら、後日、高校生の祖父から「孫が精神的にショックを受けた」と抗議された」とか、「なんで捕まえたのですか。万引きに気づいたのなら、捕まえる前に論ずべきでしょう」と店員の対応に文句を言う保護者もいるそうです。(報知新聞 9 月 27 日 7 時 56 分配信) このような保護者の態度を非常識と言って非難するのは容易ですが、そこにはもう少し複雑な事情が隠されているように思います。

道警の調査には保護者の態度に関する設問がありました。初犯少年に対して「厳しく叱

責」80.5%、「ことの重大さを軽視」14.2%、「放任・無関心」5.3%であるの対して、再犯少年に対して「厳しく叱責」56.7%、「ことの重大さを軽視」22.8%、「放任・無関心」20.5%となっています[17]。この数値の変化は、万引きを繰り返す我が子に対する親の困惑と狼狽の現れと見ることができます。つまり、最初は厳しく叱責するけれど、2回目、3回目になるとどう対処してよいかわからないということです。このような親の無力感は、そこに核家族の一般化という現実を重ね合わせるとよく理解できようと思われまます。万引き少年の保護者に対する支援も欠かすことができません[18]。

他方、自分の子どもに米やジュースなど7,700円相当の食料品を万引きをさせていた保護者もいます。小学5年の長男(11)は実の父親(33)に「小学生なら捕まらないから万引きをしてくれ。捕まったら、お金を落としたと言え」と言われていたそうです。(読売新聞9月4日10時11分配信)道徳教育や規範意識育成の原点は家庭での躾と教育にあるのですが、こういう状況ではこの子の将来はどうなるのでしょうか。現在では、児童生徒に対する道徳教育以前に、その保護者に対する道徳教育、規範意識の育成向上を目的とした倫理教育が必要であると言っても過言ではないでしょう。

また、日光市立中学校の男性校長(58)は「市内のホームセンターでメダカ数匹とねじ(計185円相当)」を盗んだ疑いで逮捕されています。(毎日新聞8月30日12時0分配信)上越市健康づくり推進課の男性職員(49)は「釣具店で仕掛け用の金具2点(960円相当)」を盗んだ疑いで検挙されています。神戸市では神戸県警の巡査部長(55)がスーパーで食料品5点(690円相当)を万引きして逮捕され依頼退職をしています。ごく最近では、「万引き:2時間に3件 容疑者3人を逮捕一日光のスーパー」という記事もありました。(毎日新聞12月7日朝刊)京都府警が12月3日に停職処分を科した巡査部長は「7年ほど前から菓子などを十数回万引きした。金を払うのが惜しくなって、ついついやってしまった」と供述しています。(産経新聞12月3日21時32分配信)おそらく、この年齢層の万引き被疑者はそのほとんどが常習者であると推測されます。このように、現在では万引きは至る所に蔓延しているのです。

「たかが万引き」「誰でもやっている」「金を払えばよいだろう」「被害金額が僅少だ」「お金さえもらえばお客様」「警察へ届け出るには人手が足りない」「子どものやることだから」「何で家の子ばかり」「子どもを犯罪者にするのは可哀想だ」「万引き如きに目くじら立てるな、大人気ない」このような言い訳を並べると切りがありません。それだけ、私たちが万引きを甘く見てきたということです。しかし、もはや万引きは少年の一過性の犯罪ではありません。立派な大人の、男性が過半数を超える犯罪(平成20年東京都12,695人、男7,165人(56.4%)、女5,530人(3.6%))です。「子どもはするけれど、大人はしない」時代から、「大人がするから子どももする」[19]の時代が変わったのです。私たちの社会全体が万引きに対する抑止力を失っていると言ってもいいでしょう。

ですから、万引き防止対策の基本は、私たちのすべてが「万引きは犯罪であり、絶対にやってはいけないことだ」という確固とした規範意識を持つことであり、それを態度で示すことです。そのために、私たちの調査研究委員会では「全件届け出」を第1の提言としました。「万引き事案の全件を警察に届け出る」ということの意味は、社会全体が万引きを犯罪(窃盗罪)として同一の対応をすること、その実態を全体として把握することにあ

ります[20]。

6. 店舗と警察はどのように協力していくべきか

すでにお話ししたように、警察官が万引き犯を逮捕することはまずありません。犯人を捕らえているのは商店の経営者、店長、保安警備員で、警察はその事後処理だけをやっている。少なくとも、ごく最近まではこう言ってもよかったのではないのでしょうか。「ごく最近まで」と言ったのは、平成 14 年頃の宮城県警察本部を皮切りに、万引き対策を重点的に取り上げ、各小売店舗等に対する防犯対策の指導などに取り組む県警が少しずつですが増えてきているからです。[21]

万引き防止対策に関しては、直接の被害者である各小売店舗の対応が鍵になるのですが、一店舗だけがしっかりした防止対策をとっても、社会全体から見れば、あまり有効とは言えません。万引き志願者は盗みやすい店舗を探し出して、そこで犯行に及ぶからです。また、少数の店舗だけが万引き事案をすべて警察に通報するなどの厳しい措置をとり、他の多くの店舗がいわゆる寛大な措置を執り続けるなら、厳しい対応をする店舗には、たとえば万引き少年の保護者からのクレームが絶えないということになるでしょう。実際、2003 年 1 月には川崎市の古書店で店主が万引きをして逃げ出した少年を店外に追跡したところ、その少年が列車に轢かれて死亡したという事件がありました。その店主に対して厳しい非難が浴びせかけられ、その古書店は閉店に追い込まれました。倫理的にも法律上も正しいことをした人が社会的なバッシングを受ける。これは嘆かわしい事態です。市民の間に「たかが万引き」という風潮が残っている限り、こうした悲劇が繰り返されます。

ですから、直接の被害者である小売店側がしっかりした対策を取ればそれでよい、という安易な態度は許されないのです。一般市民も小売店側のそうした対応を背後から支持し支援する必要があります。たんに小売店だけでなく、市民も一緒になって「万引きは犯罪だ」という確固とした規範意識をもつことが重要です。

他方、警察側の対応ですが、制服警察官の面前で犯罪を犯そうとする人はいません。地元商店街や大規模商業施設での警察官の巡回や店内への立ち入りは、たんに万引きだけでなく、路上や街頭で起こる数多くの犯罪の抑止に繋がります。また、防犯対策に関しては、何と言っても警察にはその中核を担う義務があります[22]。その詳細は、最初に述べた「警視庁 万引き防止のためのアクションプログラム」に記されています。

今回の調査で、各店舗で万引き犯を確保した場合の警察への通報率が 20%ほどであることがわかりました。通報率があがらない理由は、万引き一件当たりの被害金額が僅少であること、万引きの届け出に相当な時間と労力を要すること、店舗側に代金さえもらえばお客様という意識が根強くあることが上げられます。しかし、すでに述べたように、小売店舗側のこうした態度が、これまで万引きを蔓延させてきた大きな要因の一つです。「全件届け出」を実質化するためには、まず警察が店舗側の負担を少なくしなければなりません。警視庁では被害届等の手続きの簡素化を進めています。しかし、大型店舗の場合は保安警備員がそうした手続きを進めるので問題はないのですが、個人経営の商店などでは店主が警察へ出向くと商売ができなくなるという事態も起こりえます。警視庁では、すでに警察官がその店舗に出向いて調書を作成するなどの積極的な対応を行っています[23]。

また、「全件届け出」という万引き対策の基本方針を小売業界に周知徹底させるために、

2007年3月、北海道警察は道内の各種小売商団体を組織して「北海道万引き防止ウィーブネットワーク」を設立しました。同様に、2009年12月2日、警視庁は「東京万引き対策官民合同会議」を立ち上げました。この組織は警視庁、東京都、東京都教育庁、業界団体17団体、関係団体18団体から成る大規模な組織であり、その活動は総務委員会、広報委員会、調査研究委員会、防犯設備委員会、教育研究委員会の6委員会を中心に進められるということです。

7. 社会全体で、どう取り組んでいくべきか

今回の調査項目で再犯者に対する「初めて万引きで検挙された時の処分をどう思ったか」という設問があります。これに対して各年代とも「意外に軽かった」「何とも思わない」で5割(全体52.7%)を超えています。すなわち、少年8.3%+45.8%計54.1%、成人14.6%+36.2%計50.8%、高齢者22.2%+33.3%計55.5%です。他方、「厳しく受け止めた」は全体で31.0%です。こうした数値を見ると、誰でももっと厳しく罰するべきだと考えたくになります。

犯罪防止といえば罰則強化。これが刑法学や犯罪学の専門家の意見ではないかと思えます。実際、そうした考えに基づいて、平成18年5月以降、万引きを含む窃盗に高額罰金刑を貸すことができるようになりました。しかし、今回の調査では、そのことを知っている被疑者は全調査対象者の23.7%(249/1050)にすぎません。それどころか、成人再犯者の38.2%(34/89)はそれを知っていて犯行に及んでいます。残りの55人に知っていたら犯行を思いとどまったかどうかを聞いてみたいところです。答えは、おそらく、Noでしょう。

というのは、高額罰金刑の採用が万引きの抑止に少しも効果を上げていないからです。東京都における検挙者数は平成17年13,173人、平成18年13,826人、平成19年13,656人です。平成20年は12,695人で1,000人ほど減少していますが、認知件数は17,816件で平成17年の17,395件よりも増えています。率直に窃盗犯に対する高額罰金刑の採用は事実によって反証された、すなわち、失敗であったと言うべきではないでしょうか。というよりも、いっそう的確に言えば、現在の司法(処罰)制度はこの種の軽微な犯罪にはまったく適していないことを認めるべきでしょう。

万引きは誰にでもできる簡単な犯罪です。でも、普通の人は万引きなどに手を出しません。それは単純にそれが悪いことだと知っているからであって、刑罰を恐れてのことではありません。倫理学者は、犯罪抑止の基本はこうした仕方で市民の規範意識を育成し向上させることにあると考えます。とくに、高齢者や再犯者にはそれを再活性化させる必要があります。誰でも子どもの頃から「人のものを盗んではいけない」、「黙って持ち去ってはいけない」と教えられてきたからです。

万引き防止に関わる社会的支援は、成人向けの雇用対策と高齢者向けの年金をも含めた社会福祉の充実ということになります。こう答えれば、皆さんも安心するでしょう。孤独な老人がお金に困って、夕食用の刺身とか天ぷらを万引きしている。何とかしてあげなければならぬ。実際、北海道警察の調査では、昭和58年以降の全国被生活保護高齢世帯数の推移と刑法犯高齢検挙者数の推移には高い相関(相関率0.937)が見られます[24]。

したがって、こういう考えはそれ自体として間違いではありません。しかし、的外れな

ところもあります。万引きをする人はごく少数です。犯罪統計は 10 万人比で表すのが普通ですが、平成 20 年の数値では、同世代人口 10 万人に対して少年 166.3 人、成人 81.3 人、高齢者で 119.0 人です。高齢者 10 万人のうち 99,881 人は万引きなんかしません。生活保護を受けている高齢者すべてが万引きを行っているわけではありません。多く的高齢者は「孤独」「貧困」という属性を共有していますが、万引きはしません。だから、規範意識というものの重要性を再認識せざるを得ないのです。

設問「ルールやモラルに対する認識」では、高齢者 (81.9%) も成人 (82.3%) も「守らなければならない」と答え、その 40%以上が「努力して立ち直りたい」(高齢者 40.3%、成人 43.8%) と答えています。「悪いことだと思っていなかった」と答えた者は高齢者でわずか 1.9%、成人で 4.4%です。ほとんどの人が万引きは悪いことだと知っているのです。私たちにとっての重要な選択は、こうした人々の多くは万引き常習者と推測されるのですが、そうした人々を犯罪者として厳罰によって社会から隔離するか、それとも自分たちの同胞として共存の道を選ぶかです。もちろん、再犯者であっても自分の過ちを心から悔いて、もうそういう悪行は繰り返さないと誓うなら、刑務所に入れて社会から隔離する必要はないでしょう。問題はそうした人々の規範意識、とくに(3)感情的要素をどのようにして再活性化するかです。

児童生徒であれば、学校教育を通して「他人のものを盗んではいけない」、「他人を傷つけてはいけない」、まして「その生命を奪うことは許されない」と繰り返し教えることが可能です[25]。しかし、成人や高齢者に対してはどのようにして規範意識を再活性化させることができるのでしょうか。さし当たり有効な手段が見当たりません。しかし、ここに一つ面白いデータがあります。設問「万引きが犯罪ということについて、どこかで教えられたことがあるか」に対する回答で、「家庭」と答えた者は平均で 33.3% (少年 37.5% 成人 29.6% 高齢者 30.7%) ですが、年代が上がるにつれて「学校で教えられた」(少年 46.6% 成人 32.5% 高齢者 18.0%)の割合が低下し、「新聞・テレビ」(少年 9.0% 成人 14.6% 高齢者 25.9%)の割合が上昇します。高齢者のこうした回答に欺瞞があります。65 歳以上の高齢者が小中学校在学中に人のものを盗んではいけないと教えられたことがないなどということはありません。しかし、この回答が「孤独」(独身、独居)の高齢者にとって、主たる情報の入手経路が「新聞・テレビ」に限られていると考えれば十分に納得が行きます。また、ここから万引きその他に関わる大人の規範意識を再活性化し強化するには、マスコミ等を利用した啓蒙・宣伝活動が有効であることを示しています。もちろん、これだけでは十分ではありません[26]。

同時に、規範意識を維持し強化するためには、人と人との繋がりに注目する必要があります。人をアトム的な個人として放置するのではなく、人と人との繋がりや関わりを大切に作る社会環境作りが重要です。定年退職ということは、「あなたはもう必要ではありません。退職金を上げますから、あとは好きに遊んで暮らして下さい」ということであってはいけません。高齢者(定年退職後の年金生活者)にも積極的な社会参加が可能になるような環境づくりが必要です。

このことは、万引き防止の最善の方策が、店員による「挨拶」や「声かけ」であることから明らかです。設問「こうされたら万引きを断念した」に「店員の声かけ」と答えた者は、成人は約 62%、高齢者は約 65%で、成人再犯者では約 71%に達します。犯罪学者

なら、店員の監視の目が万引きを未然に防止すると言うところですが、倫理学者は違います。「いらっしゃいませ」「何かお探しですか」「よい天気ですね」「あいにくの雨ですが、濡れませんでしたか」という店員の声は、客を客として認知したということの表明であり、客の側から言えば、店員によって客として認められ、店員の注意と配慮の対象となったということです。このこと、すなわち、自分が客として扱われているという認識が、自分の客としての振る舞いを呼び起こす。こう考えたいのです。

ケアの倫理学者 N・ノディングスは以下のように述べています。「他人に接し、自分自身の欲望と葛藤する自然な心痛―「私はしなければならぬ―私はしたくない」―を感じるとき、私はその〔自然的なケアリングの〕感情を認め、自分自身の最善の瞬間に何がその後起こったかを思い起こすのである。…倫理的な行動の源泉は二つの心情―他人に対して直接に感じる心情と、最初の感情を拒否するよりはむしろ受け入れ、維持するかもしれない最善の自己に対して、またそれによって感じる心情―のうちにある。」[27]ノディングスの「ケア」概念は親・子や教師・生徒のような濃密な人間関係を基に構築されています。しかし同時に、誰もがそうした濃密な関係を一度ならず経験しているから、店員や顧客のような比較的希薄な関係においても、このような自然的なケアリングの感情を触発されることのできるものと考えられます。

他方、監視ということだけであれば、防犯カメラも同様の役割を果たしているのですが、この設問で「防犯カメラの設置」と答えた被疑者は全体で 1.8%にすぎません。なぜ機械装置でなく人の目なのか。おそらく、犯罪学者はこの問いに答えることができないと思います[28]。すでに見たように、大人の被疑者の 2 割程度は、万引きに走った心理的背景として「孤独」を上げています。人間は社会的な諸関係から切りはなされ孤立化するに依りて、規範意識を喪失する傾向にあるようです。ですから、万引きをさせない環境を整備するとともに、それを支える規範意識を維持し強化すること、そのためには可能な限り人と人の繋がりを強化すること、これが万引きを防止する基本的な方策であるということになります。繰り返しになりますが、誰でも正しい人々とともに正しい行いをなすことによって正しい人になると考えるからです。

8. むすび

万引きは社会の割れ窓 (broken windows) [29]の一つです。万引きを効果的に抑止することは、他の多くの犯罪を防止することに繋がります。もちろん、これによって殺人や強盗殺人をも防止できるとは言いません[30]。しかし、平成 20 年度の警視庁統計では、殺人の認知件数は 176 件、強盗は 672 件ですが、侵入盗 11,434 件、非侵入盗 141,420 件 (車上荒らし??件、ひったくり 2,840 件、万引きは 18,297 件) に達します。殺人や強盗殺人はその被害の甚大さのゆえにマスコミ等の注目を集めやすいのですが、発生件数の多さという点から見ると、また被害金額の総額という点からも、窃盗や万引きを軽視することはできません。

「たかが万引き」、「誰でもやっている」、「代金さえ払えば」というのはよく耳にする言葉ですが、こうした安易な態度が万引きを蔓延させている最大の原因です。まず私たち自身が毅然とした態度を示すとともに、挨拶や声かけなどを通して、絶えず人と人との繋がりを確認し強化するように努めることが必要です。警視庁生活安全部長山下史雄警視

長は、先に触れた東京万引き対策官民合同会議の席上で以下のように述べています。

「警視庁は万引き防止対策を一つの社会運動、将来にわたる息の長い持続的な取組とし、この取組を通じて①人々の規範意識の向上と、②家庭、学校、地域社会における絆づくりを実現する。この二つは万引き防止に留まらず、明日の東京の治安を支える土台となるものであり、「安全・安心な街、東京」の実現に大きく寄与するであろう。」[31]

最後に、社会全体として万引き防止対策にどう取り組むかという課題に対して、若い人にはこの問いを自分自身の生き方の問題として受け止めて欲しいと思います。すでに述べたように、最近では高齢者の万引きが話題になっているのですが、自分は老後をどう生きるのですか。若いうちは仕事に専念し、あるいは同じことですが、仕事と趣味に専念し、「退職したら退職金をもらって遊んで暮らす。」これが老後の夢かもしれませんが、このような自分本位の生き方でよいですか。多くの高齢万引き被疑者もそう考えてきたのだらうと思います。しかし、人生の夢はしばしば破れます。会社が倒産して退職金も満足にももらえない。退職金は十分にもらえただけ、熟年離婚で半分は妻にもって行かれた。会社を辞めたら、何もすることがない。退職と同時に生き甲斐を失った。こうした状況は、何ら高齢万引き被疑者と変わりません。

自分のこと、得をすることばかり考えないで、住みよい社会、望ましい社会とはどういう社会かを考えてみる必要があるように思います。アメリカの宗教社会学者 N・ベラーらが批判的に描き出した自由主義的個人主義、すなわち、功利的個人主義と表現的個人主義 [32]には限界があります。人間がアトムの個人として独立独行、相互無干渉で生きてゆくことが可能なのは、人生のごく限られた時期だけのことだからです。また、P・シンガーが告発したように、「獲得欲を最高の徳に祭り上げた社会は、一皮むけばホップズが言ったような万人の万人に対する闘争が潜んでいる」[33]のです。

犯罪の少ない安心して暮らすことのできる街を作るために、若いうちから何らかの形で社会貢献を心がけ、社会との関わりを広げたり深めたりする必要があるのではないのでしょうか。公園や道路の清掃、公共施設の維持管理の手伝い、通学路の見守り、介護施設での補助作業、何でもよいのです。やることは沢山あります。そうした共同作業の輪の中に万引きなど軽微な犯罪の再犯者にも加わってもらって、少しでも住みよい社会を作り上げてゆく。そういう社会であって欲しいと願っています。

註

[1]本調査研究委員会が現状分析に対象とした「万引き被疑者調査」は、「万引き被疑者調査票」に基づいて各警察署で行った万引き被疑者からの聞き取り調査であり、調査期間は平成 21 年 4 月 20 日から 6 月 30 日までである。調査対象者は調査期間中に万引き被疑者として取り調べを受けた者のうち、担当警察官が回答を調査票に記録できた被疑者等 1,050 人であり、その年代別内訳は少年 428 人、成人 418 人、高齢者 204 人であった。

[2]「道徳の時間においては・・・児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を図ることを通して、道徳的実践力を育成するものとする。」(「小・中学校学習指導要領」第 3 章道徳)

[3]「第3回全国小売業万引き被害実態調査報告書」全国万引犯罪防止機構、平成20年6月

[4]警視庁は東京都内における万引きの被害額を年間670億円と推計した。これは上述の全国万引犯罪防止機構の調査結果による商品ロス率(2007年度)0.94%の1/2を、経済産業省の商業統計調査に基づいて万引き被害が想定される57業種の年間(2007年)販売総額14兆2712億円に掛け合わせて産出したものである。この被害額は2008年の振り込め詐欺の被害額59億9000万円の約11倍に相当する。(毎日新聞2009年10月24日夕刊)

[5]万引き対策に企業倫理の観点を取り入れたのは、北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会の功績である。「安全・安心まちづくりシンポジウム報告書」(共著)北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会(委員長、北海道大学大学院教授 坂井昭宏)、平成18年12月参照。

[6]「換金目的」と答えた被疑者は全体で3.6%に留まる。今回の調査は被疑者の取り調べとして行われているので、実態を把握し切れていない可能性が高い。

「本の万引き年間40億円 大手14社 売り上げの1.4% / 紀伊國屋書店や三省堂書店、有隣堂書店など大手書店14社の万引きによる年間被害総額が約40億円と試算されることが、出版社や書店などで作る日本出版インフラセンター(東京新宿区)の調べでわかった。最近では小学生による犯行や、万引きをとがめない親も目立つ。万引き被害は書店の経営に打撃を与えておおり、出版関係者の間では「このままでは日本の出版文化が衰退するおそれもある」との危機感が強まっている。…また、全国の書店約1万5000店舗で同じ割合で万引きがあったと仮定すると、被害額は約190億円に上がると推計される。書店側が取り押さえた万引き犯が盗もうとした本を金額ベース別で見ると、コミック本が4割と最も多く、写真集は3割、単行本は1割だった。万引きの理由は、7割以上が「最終的には換金目的」と答えていた。」(読売新聞2008年4月24日夕刊)

また、町田警察署の広報「町田警察署だより12月」によれば、今年の9月5日に110番通報によって逮捕された男は、高価なDVDを専門に繰り返し万引きし、これを売却換金していた。この種の実態把握には、いっそう立ち入った事例分析が必要であろう。

[7]「万引き認知件数及び検挙・補導人員 前年同期比」(平成21.11月末)によれば、検挙・補導人員で少年33.6%増(3,031人→4,050人)であり、とくに小学生42.1%増(261人→371人)、中学生47.5%増(1,240人→1,829人)という驚嘆に値する数値が目目を引く。これは最近3年間に顕著な傾向であるので、今回の調査でも独自の分析を試みた。「平成16年から隔年(5月、6月のみ)の中学生の万引き場所(目的物、被害金額)の推移」がそれである。しかし、各項目に関する平成16年、18年、20年、21年のパターンに大きな違いはない。したがって、近年のスーパーの大型化や複合的商業施設の新設に伴い、中学生等が万引きしやすい環境が増加しているが、同時にそうした施設では保安警備員の配備や防犯施設の配置など万引き対策も充実していることが、少年の万引き検挙・補導人員が増加した原因であろうと推測される。同時に、少年法の改正の伴う警察側の対応の変化(児童相談所送りから事件化へ)もその大きな要因であろうと考えられる。

[8]第16回犯罪脆弱者対策研究委員会(平成20年8月18日開催)資料、未発表)

[9]北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会「犯罪脆弱者調査中間報告書」(平成19年8月)

[10]全国万引犯罪防止機構「万引きに関する全国青少年意識調査・分析結果報告書」(平

成 21 年 6 月)によれば、設問「少年達が万引きをする理由」(複数回答)に対して、回答「友達にやれと言われたから」(小学生) 36.6%、「友人に強要されたから」(中学・高校生) 20.2%、「仲間はずれになりたくないから」(全体) 25.5%であり、低学年ほどその傾向(小学生 33.6%)が強い。

[11]北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会「安全・安心まちづくりシンポジウム報告書」(平成 18 年 12 月)

[12]坂井昭宏「編集後記—司法(裁判所)と行政(警察)の狭間に」、「応用倫理学研究」第 4 号、応用倫理学研究会、平成 19 年 4 月(2007 年)、96-99 頁参照。

[13]第 13 回犯罪脆弱者対策研究委員会(平成 20 年 2 月 6 日)資料(未公表)による。推定検挙率の計算方法は以下の通りである。

初犯検挙率=初犯検挙者数/前年度まで一度も検挙されたことのない少年

再犯検挙率=再犯検挙者数/前年度までに一度以上検挙されたことのある少年

平成 18 年度の場合、

初犯検挙率=2,454 人/270.267 人=0.91 人

再犯検挙率=768 人/14.166 人=5.42 人

再犯者リスク比=5.42/0.91=5.97

この計算式に基づくと、平成 14 年 7.00、15 年 6.84、16 年 5.98、平成 17 年 5.47 であり、再犯者が犯罪を犯す割合は初犯者に比較してほぼ 6 倍で推移していることになる。

[14]「読売新聞」2008 年 1 月 7 日朝刊によれば、「政府は、裁判の判決で懲役刑などの執行を猶予する条件として、公園の清掃や落書きの消去などを無報酬で行うことを命じる「社会奉仕命令」を導入する方針を固めた。実刑と執行猶予では大きな差があり、中間的な処遇が必要と判断した。…法務省は、社会奉仕命令に基づく作業を行うことで受刑者が自分が執行猶予中の身であることを自覚し、罪を繰り返して刑事施設に収容される事態を防ぐという「教育効果」も期待している。」しかし、「法相が社会奉仕命令を導入を法制審議会に諮問した背景には、刑務所の過剰収容の問題がある。刑務所などへの収容人員を収容定員で割った収容率は、97 年末に 79%だったが、06 年末には 102%に増加。01 年以降は収容人員が定員をオーバーする状態が続いている。」したがって、現在の法務省の方針はここで私が提案する方針とは方向が逆になっている。

[15]具体的に言うなら、「25 特別調査等から見た最近の高齢犯罪者の増加の原因・背景」には、調査対象者のうち「高齢に達する以前から犯罪を繰り返し…実刑に処せられ受刑した経験をもつ者(「受刑歴あり群」)」が「3 人に 1 人の割合」であり、「高齢になって初めて犯罪を行った者(「高齢初発群」)」が…4 人に 1 人の割合でいた」という叙述がありますが、全調査対象者から「受刑歴あり群」33%と「高齢初発群」25%を引いた残りのグループ、数的には最大の「受刑歴なし群」「非高齢初発群」42%は完全に無視されています。上で「何の対策も講じられないまま」放置されていると述べたのはこのグループであり、「犯罪白書」の高齢犯罪者対策でも無視され続けているのです。

[16]少年万引き被疑者の家庭環境に関して、今回の調査から「父のみ」3.7%、「母のみ」20.1%、「なし」0.7%という結果が明らかになった。平成 17 年国勢調査・東京都の家族類型では「父親と子どもから成る世帯」1.2%、「母親と子どもから成る世帯」6.5%にすぎない。こうした家庭には何らかの社会的支援が必要であろうと予想されるが、そうした家

庭の実情が明るみであることは希である。また、すでに見たように、少年の場合、「共犯あり」が中学生初犯（39.2%）と中学生再犯（33.3%）に達するのであるが、その背後にいじめや暴力が隠されている可能性も少なくないであろう。従来のように、警察に通報し被害届を出すか否かが各店舗責任者の自由裁量に委ねられる限り、その背後にあるこの種の事実が明るみ出ることはない。

[17]北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会「犯罪脆弱者調査中間報告書」（平成19年8月）

[18]警視庁のアクションプログラムでは、都内数カ所に設置された少年センターの窓口を非行少年の保護者にまで広げる計画が示されている。事実、調査研究委員会内部資料「少年センターにおける万引き少年立ち直り支援（継続相談）の事例について」には、すでに少年と保護者とを対象とした事例が5件報告されている。また、子育てという観点から万引きを取り上げた記事として、「ニュースに学ぶ子育て「犯罪」という認識を」（中日新聞11月25日朝刊）がある。

[19]全国万引犯罪防止機構理事長の河上和雄氏は、東京都・警視庁共催「もっと安全、もっと安心、さわやか東京」（8月29日、東京都庁都民ホール）での講演で、「少年の万引きは一過性の犯罪である放っておいても問題はない。問題は高齢者の万引きであり、その原因は「孤独、生きがいのなさ」にあるから、社会全体での絆づくりが有効である」と述べている。しかし、このように、万引き防止対策を少年と高齢者に二分して考えるのは的を失っている。

[20]北海道犯罪脆弱者対策研究委員会でも同様に「全件届け出」を提言したが、その主要な狙いは万引きは少年の一過性の犯罪であるという暗黙の前提に立って、初犯と再犯の識別を的確に行うことに置かれていた。しかし、今回の提言の趣旨は「万引きは犯罪である」ということを社会全体の共通の理解とすることにある。また、万引き被害の「全件届け出」は、わが国の現状ではいわゆる「ゼロ・トレランス」政策ではありえない。再犯者に対する高額罰金刑はそれに近いが、司法的制裁以前の社会奉仕活動は寛容を基本とする行政罰として想定されている。前掲拙稿「司法(裁判所)と行政(警察)の狭間に」参照

[21]全国万引犯罪防止機構のウェブサイトには、各県警の指導で万引き対策に取り組んでいる組織として、北海道「北海道万引き防止ウィーブネットワーク」、宮城県「万引き防止対策協議会」、栃木県「少年の万引き防止対策会議」、埼玉県「埼玉県万引き防止推進協議会」、東京都「子どもに万引きをさせない協議会」、神奈川県「神奈川県万引き防止対策協議会」、富山県「富山県万引き防止対策協議会」、石川県「石川県万引き防止連絡協議会」、長野県「長野県万引き防止対策協議会連合会」、愛知県「愛知県万引き防止対策協議会」、兵庫県「兵庫県青少年を守る店連絡協議会」、福岡県「福岡県青少年万引き防止連絡協議会」、沖縄県「沖縄県万引き防止対策協議会」がある。

[22]警視庁は、2009年10月以降、管内のすべての警察署に所轄内の小売業者、学校関係者、防犯協会、保護司等によって構成される万引き防止連絡協議会を発足させるように指示を出し、全102警察署（離島5を含む）中52署（11月末日）で設置済みである。

[23]本年10月22日（木）各紙朝刊によれば、警視庁は検察庁との合意に基づいて11月1日から万引きに関する被害届等の簡素化（作成に要する時間1時間以内）を実施するとともに、警察官が直接被害にあった店舗に出向いて調書を作成するように指示を出したという

ことである。

[24]北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会第21回研究会（2009年12月11開催）資料。昭和41年以降の全国刑法犯検挙人集運数の推移と被生活保護世帯数の推移にも高い相関（相関係数0.789）が見られるが、その実態は凶悪犯（0.754）と粗暴犯（0.849）が多数を占め、窃盗犯は低い（相関係数0.303）。また、地域差も見られる。北海道では、同じ昭和41年以降の刑法犯検挙人集運数の推移と被生活保護世帯数の推移との相関はむしろ低い（相関係数0.338）。

[25]当然、道徳教育や非行防止教室のあり方も問題にせざるを得ないが、これについては別稿に譲る。その一部については、以下の拙稿で論及した。

①坂井昭宏「少年の自立と友情—ビデオ教材「万引きはダメ」をめぐる断想」、
「自律と自己知の再検討」（平成17-19年度科学研究費補助金・基盤研究B-1課題番号17320001
研究代表者 専修大学教授 大庭健、平成20年3月、102-109頁

②坂井昭宏「非行防止教室ビデオ教材「万引きはダメ」指導案」、社会安全研究財団2007年A一般研究助成「産学官連携による少年犯罪防止のための教育システムの開発—道徳教育の再生と企業倫理確立の観点から」（研究代表者 北海道大学文学研究科教授 宇都宮輝夫（未発表）

[26]警視庁は店頭でのポスターの掲示やチラシの配布のほか、防犯ボランティアなど関連団体（防犯パトロール隊3,800団体、150,000人）が、万引き対策を加えたパトロールを実施している。犯罪環境論のカテゴリーでは、「領域性（縄張意識）」の強化に寄与すると考えられる。

他方、警視庁「万引き防止のためのアクションプログラム」には、各関係者による「感銘力のある対応」の一つが「厳罰」であるかのような記述が見られる。「万引きは再犯率が高いことから、全件届出させて刑事手続きに乗せ、常習等悪質なものについては、罰金を科すなど感銘力のある措置が講じられるよう、適切な事件処理に努める。」実際、計画的で換金目的の常習犯に対しては、たんに罰金刑だけでなく禁固刑を科す必要があるであろう。しかし、そうした処罰が「感銘力」をもちうるか否かは疑問である。

筆者の理解では、もっとも有力な「感銘力のある措置」とは、「万引き再犯者の（社会奉仕活動への）参加を促進する」こと、あからさまに言うなら、裁判所及び検察庁との連携により裁判に先立って、警察の指導による万引き再犯者の社会奉仕活動への自発的参加の奨励であり、参加者には起訴猶予等の措置が期待されるというシステムの構築である。おそらく、こうした措置が司法（裁判所）と行政（警察）との隙間を埋めることであろう。

[27]ネル・ノディングズ『ケアリング—倫理と道徳の教育』立山ほか訳、晃洋書房、1997年、125-6頁

[28]犯罪環境論では「監視性—当事者意識」によって説明されるのであろうが、ここでの問題は、なぜ監視という点では同じ機能を果たす防犯カメラではなく、生身の人間の眼差が抑止効果を持つのか、ということである。

[29]G・L・ケリング、C・M・コールズ『割れ窓理論による犯罪防止—コミュニティの安全をどう確保するか』小宮信夫監訳、文化書房博文社、2004年

[30]割れ窓理論の支持者は、路上、公園、交通機関内での秩序維持が強盗や殺人等の凶悪犯罪を抑止できると考えている。また、割れ窓理論に基づく対策が凶悪犯罪を減少させた

のも事実である。前掲書 25 頁参照。

しかし、この考えは日本社会には必ずしも当てはまらない。北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会（第 16 回、第 17 回）が行った再犯者の前歴分析では、平成 19 年の凶悪犯罪再犯者 90 人で初発型犯罪の犯罪歴を有する者の罪種別比率は、殺人 6.3%（1/16）、強盗殺人 18.2%（2/11）、強盗 54.1%（33/61）、放火 0%（0/7）、強姦 87.5%（7/8）であり、窃盗犯再犯者では、車上ねらい 45.5%（20/44）、空き巣ねらい 33.0%（36/109）である。サンプルが少ないので、この分析結果から明確な結論を導き出すことはできないが、少なくとも万引を防止対策は強盗や車上狙い等の犯罪の抑止に繋がると言ってよいであろう。

[31]「第 1 回東京万引き防止官民合同会議議事録」生活安全総務課、平成 21 年 12 月 4 日)

[32]R・N・ベラーほか『心の習慣』島菌・中村共訳、みすず書房、1991 年

[33]P・シンガー『私たちはどう生きるべきか [改訂版]』山内友三郎監訳、法律文化社、1999 年

付記

本稿は、昨年末の京都生命倫理研究会（京都女子大学、2009 年 12 月 27 日）において発表した草稿に加筆・修正を加えたものである。

当日、多くの方々から本稿に対して手厳しい批判が寄せられた。批判の焦点は、言うまでもなく、もっとも身近な犯罪である万引きという悪行を規範倫理的にどう理解するかという点にある。まだ批判のすべてに応えることはできていないが、今回はこのような形で発表することにした。犯罪倫理学などという応用倫理学の一分野が果たして可能であるのか。現在のところ、その可能性について十分な見通しがあるわけではないが、しばらくはこの問題に集中してみたい。（2010 年 2 月 13 日）